

貯金規定の一部改正について

J Aバンクでは、令和元年6月1日より、以下の貯金規定について一部改正を致しますのでご案内申し上げます。

【対象となる規定】

◆貯金規定

- ・当座勘定規定
- ・普通貯金規定
- ・総合口座取引規定
- ・普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・貯蓄貯金規定

【改正内容】

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関に対してマネー・ローンダリング等のリスクに応じた取組みが求められており、必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、適切な顧客管理を実施できないと判断したお客様・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスクの遮断を検討することとされています。

以上を踏まえ、貯金規定に「取引制限」と「解約」にかかる条項を追加します。

※改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。